

令和3年（ネ）第165号 福島原発被害損害賠償請求控訴事件

控訴人兼被控訴人（第一審原告） 伊東達也 外1271名

控訴人（第一審原告） 酒井美幸 外29名

被控訴人（第一審原告） 鹿目晴美 外168名

被控訴人兼控訴人（第一審被告） 東京電力ホールディングス㈱ 外1名



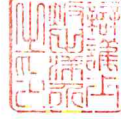







準備書面（控訴審12）

（東電控訴審準備書面（5）への反論）

2022（令和4）年11月29日

仙台高等裁判所第2民事部 御 中

第一審原告ら代理人

	弁護士	小	野	寺	利	孝		代
同	弁護士	広	田		次	男		代
同	弁護士	鈴	木		堯	博		代
同	弁護士	渡	辺		淑	彦		代
同	弁護士	米	倉			勉		代
同	弁護士	笹	山		尚	人		代
同	弁護士	坂	田		洋	介		代
同	弁護士	吉	田		梯	一		代
同	弁護士	市	野		綾	子		代
						外		代

第1 はじめに

一審被告東電は、控訴審準備書面（5）において、除染に関する一審原告準備書面（控訴審3）に対する反論を行った。

しかし、その反論の中心は、放射線被ばくによる具体的な健康リスクの発生を必須とする評価の主張にすぎない。そして、その主張の不合理性は既に繰り返し指摘しているため、具体的な反論は不要である。

ただ、この一審被告東電が提出した証拠（乙A212）のうち、学校等の除染については、一審原告準備書面（控訴審3）で触れていなかったため、簡単に補充する。

第2 学校等と都市公園の除染について

1 保育・教育施設について

(1) 乙A212には、次のように記載されている。

「平成二十三年度は、全施設の清掃・洗浄作業に加え、緊急的に園庭・校庭などの四隅および中央の五地点における放射線量の平均値が、毎時0.3マイクロシーベルト以上の施設を対象に、園庭・校庭の表土除去などの除染を実施しました。」

「また、平成二十四年度は、学校等敷地内の任意の五地点における放射線量の平均値が、毎時0.23マイクロシーベルト以上となった施設について除染を実施し、平成二十五年まで完全に完了しました。」

(2) まず、子供にとっては、学校等の除染が重要であることは間違いないが、学校以外でも生活しているのであり、学校の除染のみで子供や保護者の不安がなくなるものではない。

また、上記の学校等の除染も全て完了するまで、事故後2～3年かかっているのである。

また、その除染の基準も、敷地内の四地点ないし五地点の「平均値」

であり、かつ平成23年については「毎時0.3マイクロシーベルト」という高い値になっている。

これでは、いわゆるホットスポットが見落とされている可能性を否定できない。

そのため、学校等の除染完了まではもちろん、その後においても子供や保護者の被ばく不安が完全になくなるものではなかったのである。

2 都市公園について

(1) 乙A212には、次のように記載されている。

「平成二十三年度は都市公園のモニタリング調査を実施し、放射線量の高い公園の除染を優先に実施しました。平成二十四年度には、市が管理する公園の全てでモニタリングを行い、比較的放射線量が高かった四倉、久之浜、大久保地区における十公園の除染を実施し、昨年（※平成25年）九月に完了しました。」

「また、昨年度（※平成25年度）、改めてモニタリングを行い、除染対象とした百四十二公園について現在（※平成26年）、除染作業を実施しており、今年度中に完了する予定です。」

(2) まず、上記からは、都市公園については、142公園という多くの公園が除染対象となり、かつその除染の完了は平成26年度（～平成27年3月）まで待たなければならなかったということである。

(3) また、都市公園のモニタリングデータについては甲A488等として既に提出済みであり、かつ一審原告準備書面（69）で詳述済みである。その事実の概要を引用する。

ア 公園第1回調査（平成23年4月12日等実施）（甲A488）

いわき市の測定対象の公園は225であるが、その全てが「毎時0.

2.3 マイクロシーベルト」以上であり、また「毎時1 マイクロシーベルト」を超えている公園も複数箇所存在しているのである。

イ 公園第2回調査（平成23年6月16日等実施）（甲A489）

この第2回調査では、27の公園しか測定されていないが、それでも、そのうち25箇所「毎時0.23 マイクロシーベルト」以上となっている。

ウ 公園第3回調査（平成24年4月10日等実施）（甲A490の1）

この測定は、各公園の中央及び4隅の合計5地点について、50cmと1mの二つの高さで測定したうえで、各高さの平均値を算出している。

そして、その各高さの平均値のいずれかで「毎時0.23 マイクロシーベルト」以上の箇所は、全公園250箇所のうち125箇所となっている。

エ 公園第4回調査（平成24年11月28日等実施）（甲A491の1）

第3回調査と同様に、各高さの平均値のいずれかで「毎時0.23 マイクロシーベルト」以上の箇所は、全公園248箇所のうち87箇所となっている。

オ 公園第5回調査（平成25年6月10日等実施）（甲A492の1）

同じく、各高さの平均値のいずれかで「毎時0.23 マイクロシーベルト」以上の箇所は、全公園248箇所のうち43箇所となっている。

カ これらの調査も、多くて5地点の測定に過ぎず、学校の調査と同様にホットスポットが見落とされている可能性を否定できない。

(4) 以上の事実からすれば、学校等の除染と同様に、公園の除染完了まではもちろん、その後においても子供や保護者の被ばく不安が完全になくなるものではなかったのである。

3 したがって、一審被告東電が、学校等や都市公園の除染完了により、子

供ないし保護者の不安が解消されたと主張するのであれば、それは全くの間違いである。

むしろ、上記で説明したとおり、少なくとも本件原発事故後数年間、子供や保護者の被ばく不安が継続したことを示すものである。